

札幌市 農業委員会だより

2012.12
発行

第10号

市内事情調査を行いました

今年8月24日に市内の作況や農業事情について調査を行いました。

はじめに訪れたのは、JR篠路駅のほど近くにある「しのろとれたてっこ」生産者直売所。この直売所は、「地元の人に地元の農産物を食べてもらいたい」という思いを胸に、篠路地区の生産者が自分たちで開設したもので、昨年7月のオープン以来、順調に客足を伸ばしています。天候の良かった今年は、ライバルの家庭菜園もできが良く、果菜類の値下げの時期が早まってしまい苦戦したそう。経営的にはまだ厳しいことから「品目や量を増やすなどの努力をしていきたい」と協議会の山本会長は話していました。

その後、北区篠路町篠路の野菜圃場、東区のJAさっぽろ玉葱選果場を経て、南区のさっぽろ夢農業人育成支援事業新規就農研修農場を視察しました。今年度から始まった研修事業を札幌市から引き受けたのは、藤野地区の関敏彦さんです。ベテラン農家も、当初は研修生に対してどのように指導していけばよいか悩んだそうですが、作業を指示するだけでなく、ある程度仕事を



を任せて、自主性を引き出すことも重要であると感じているとのこと。関さんは、色々悩みは尽きませんが、研修生の就農に向けて、地域や農協、行政と連携しながら指導を続けていきたいと話していました。

農業者の育成が急務である一方で、その難しさを肌で感じる視察となりました。



農地賃借料情報（平成24年度） 平成23年1～12月までに締結（公告）された賃借料水準（10aあたり）

| 農地区分 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 適用地域 | |
|------|--------|--------|--------|--------|---|
| 田 | 実績なし*1 | | | 市内全域 | |
| 畑 | 東部 | 10,500 | 15,000 | 5,000 | 北区（篠路町太平、篠路町上篠路、篠路町篠路）・東区（栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町）・白石区（東米里）・豊平区*2・清田区*2 |
| | 西部 | 10,700 | 13,000 | 10,000 | 中央区*2・南区*2・西区*2・手稲区*2（手稲前田を除く） |
| | 平野部 | 10,300 | 13,500 | 7,500 | 北区（新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、西茨戸、篠路町拓北、篠路町福移）・東区（中沼町）・白石区*2（東米里を除く）・厚別区*2・手稲区（手稲前田） |
| | 飼料・牧草 | 3,500 | 4,300 | 2,000 | 市内全域 |

*1 農地法改正前の農地区分「田」の標準小作料は14,000円

*2 市街化調整区域の全域（記載のない市街化区域内の農地については、近傍類似の農地区分に準じる）

遊休農地の利用促進をお願いいたします

農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会には管内の農地の利用状況調査と耕作が行われていない農地（遊休農地）に対して指導等を行うことが、それぞれ規定されています。

この農地法の規定に基づき、平成22年度から毎年、利用状況調査を行っております。今年度については、7月から10月にかけて農業委員が担当地区ごとに調査を行いました。

また、遊休農地の利用促進を図るため、昨年度は、利用状況調査において耕作を確認できなかった農地の権利をお持ちの



方々に、農地としての利用のお願いと、貸付け等の意向をお伺いする文書を送付いたしました。今年度についても、引き続き農地としての利用がなされていない農地の権利をお持ちの方々と、新たに耕作が確認できなかった農地の権利をお持ちの方々に、利用促進に向けたお願いを送付させていただきます。

一方で、今年の調査で、耕作が再開されたり保全管理が開始された農地が各地域で確認されました。農地の適正かつ効率的な利用に対するご理解とご協力をありがとうございました。



耕作が再開された農地



遊休農地の中には、ご自身での耕作の再開が困難なものもあるかと思いますが、貸借や草刈、耕起等の保全管理作業等を行っていただくことで、貴重な農地を守っていただきますようお願いいたします。なお、農地の貸付け等の手続きは農業委員会までお気軽にお問合せください。

今後も、遊休農地の利用促進について、
ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします

農業委員が地区農地利用調整会議に参加しています

市内を25地区に分け、担い手不足や農地の問題を解決し、5年後・10年後の地域の展望を描くため、地区担当農業委員も参加した地区農用地利用調整会議が開かれ、「人・農地プラン」の策定が進んでいます。



○ 人・農地プランとは？

地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、地域における話し合いによって、

- 今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどのようにして農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家・自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目・経営の複合化・6次産業化）

などを決めていくというものです。

（担当：札幌市農政部企画担当課）

農業委員は、地域の農地や農家の皆さんに目を配り、
地域と行政との橋渡しをしています。
地域の要望や解決したい問題は、地元の農業委員までお伝えください。

農地を相続した時は届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

◇ 取得した農地は、農地としての利用をお願いします！ ◇

農地を相続した時などの届出は、会社にお勤めの方が相続した時など、実際には営農していなくても必要です。

取得した農地を
農地以外に
使いたいんだけど？

農地以外に転用する場合は、許可等の手続きが必要です。
転用の手続や可否については、農業委員会へご相談ください。

農地を相続したけれど、
自分で耕作するのは
難しい…

ご自分での耕作が難しい場合なども、農業委員会へご相談ください。

農業は続けるけど、
相続税のことが
とても心配です！

農地を相続し、本人が農業を営む場合や農業経営基盤強化促進法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります（納税猶予）。
詳細は、農業委員会までご相談ください。



「農業委員会委員選挙人名簿」の 登載申請をお忘れなく



「農業委員会委員選挙人名簿」とは、農業委員会委員の選挙権のある方を登載する名簿で、毎年作成しています。この名簿は、毎年1月1日現在で下記の資格要件を満たす方から提出していただく「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」をもとに資格を調査し、3月31日に確定します。確定した名簿は、その後の1年間の農業委員会委員の選挙の際に使われます。名簿に登載されていない方は、原則、この間の選挙の投票が出来ませんのでご注意ください。



名簿への登載申請書は、12月末頃に、現名簿に登載されていた方に送付いたしますが、その他、新たに資格要件を満たすこととなった方等がいらっしゃいましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

下記の資格要件を満たす方は、申請書に必要事項を記入し、下記の期限までに農業委員会事務局に提出してください。

資格要件

市内に住所を有する満20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 30 a 以上の農地を耕作している業務主
- ② ①の同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ③ 30 a 以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員等で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

提出期限：平成25年1月10日(木)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための、安定した積み立て式の公的年金です。

◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満
- ☆農地を持っていない人、
配偶者や後継者でも
加入できます！

◎農業者年金のメリット◎

- ・積み立て式で少子高齢化に強い！
- ・年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・保険料の額は自由に決められます
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ・認定農業者などの担い手の方は、国から保険料の補助が受けられます

～ 詳しくは農業委員会、またはお近くのJA窓口へ～

(独) 農業者年金基金ホームページ
<http://www.nounen.go.jp/>

*受給者の方が引っ越した時や亡くなった時は届出が必要ですので、農業委員会事務局へご連絡ください。

全国農業新聞の ご案内

農業経営に役立つ読みやすい新聞です。毎週金曜日にお届けします。
購読料 月額600円 ～お申込みは農業委員会まで～

編集・発行 札幌市農業委員会事務局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階
Tel 011-211-3636 Fax 011-218-5132
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>

E-mail nogyo@city.sapporo.jp

